

## 令和7年度津市農業委員会定期総会議事録

日 時 令和7年6月2日（月）午後2時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席委員 番号 2番 川邊 千秋 委員、番号 3番 北澤奈帆美 委員、  
番号 4番 田村 明 委員、番号 5番 前川 洋子 委員、  
番号 6番 田口 慶則 委員、番号 7番 野田 清太 委員、  
番号 8番 喜多 義幸 委員、番号 9番 木下 伸裕 委員、  
番号10番 小粥 文夫 委員、番号11番 清水喜代己 委員、  
番号12番 藤田 直樹 委員、番号13番 丸山 耕一 委員、  
番号14番 池山 允敏 委員、番号15番 宮本 政春 委員、  
番号16番 中村 高之 委員、番号17番 西森 偉統 委員、  
番号18番 結城 晋三 委員、番号19番 太田 義政 委員、  
番号20番 諸戸 善昭 委員、番号21番 坂野 大徹 委員、  
番号22番 中野たつ子 委員、番号23番 水谷 隆 委員  
以上22名

欠席委員 番号 1番 岡安 俊也 委員、番号24番 岡田 勇樹 委員

議長 番号 8番 喜多 義幸 委員

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・竹田調整担当主幹・眞弓主査

総合支所 久居 : 若松主査 河芸 : 本郷担当副主幹  
芸濃 : 柴田担当副主幹 美里 : 向出主査  
香良洲 : 柴山担当副主幹 一志 : 田中主事  
白山 : 岸岡担当主幹 美杉 : 谷担当主幹

議事録署名者 番号 4番 田村 明 委員、番号 5番 前川 洋子 委員

事項

- 議案第1号 令和6年度事業報告について
- 議案第2号 令和7年度事業計画（案）について
- 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

## 議 事 の 大 要

事務局長	本日は何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。 ただいまから令和7年度津市農業委員会定期総会を開会いたします。
事務局	本日司会を務めさせていただきます農業委員会事務局次長の加賀でございます。 どうぞよろしくお願ひいたします。 現在の出席委員数を報告させていただきます。 在任委員24名中、22名のご出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項で、「総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。 先ほど申し上げましたとおり、出席委員は過半数を超えており、この規定を満たしておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、喜多会長よりご挨拶を申し上げます。 喜多会長、よろしくお願ひいたします。
喜多会長	< あいさつ >
事務局	喜多会長、ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 津市農業委員会総会会議規程第5条の規定により、総会の議長は会長がこれに当たることとされておりますので、喜多会長に議長を務めていただき、議事を進めていただきたいと思います。 喜多会長、よろしくお願ひいたします。
議長	規定により、議長の務めをさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、まず議事録署名者の指名についてでございますが、津市農業委員会総会規程第6条2項の規定により、4番 田村 明委員、5番 前川 洋子委員に議事録署名をお願いいたします。  それでは、議案第1号「令和6年度事業報告について」議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明をさせていただきます。 お手元の令和7年度定期総会議案書の2ページをお願いします。 第1としまして、会議等の開催状況でございます。 まず、1番、総会等でございます。 (1) 定期総会につきましては、6月3日に開催し、議事の内容は、①令和5年度事業報告について、②令和6年度事業計画(案)について、③農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてでございます。 (2) 役員会につきましては、5月22日に開催し、議事の内容は定期総会についてなど、ご覧の2項目でした。 次に、議案書の3ページをお願いします。 2番としまして、事業推進会議等でございます。

(1) 地域別事業推進会議につきまして、第1回は、4ページにかけまして11地区において、7月9日から7月29日の間に各地区で開催し、内容はタブレットを利用した農地利用状況調査（一斉農地パトロール）など、ご覧の2項目でした。

第2回は、4ページから5ページにかけて、11地区において、2月12日から2月20日にかけて各地区で開催し、内容は農地利用最適化推進施策に関する意見書に対する評価についてなど、ご覧の4項目でした。

次に、議案書の6ページをお願いします。

(2) 全体研修につきまして、11月21日に美里文化センター文化ホールで開催し、①農業委員会系統組織を巡る情勢と対応についてなど、ご覧の9項目について研修をいたしました。

(3) 視察研修につきましては、1月31日に日帰りで行い、伊賀市の農事組合法人百笑楽匠において中山間地で獣害に強いとされるニンニク苗の培養研究と、名張市の農事組合法人三重伊賀里山整備活用組合において休耕田を利用した観光農園の取組について視察させていただきました。

次に、3番としまして、農地部会関係でございます。

(1) 部会の開催状況につきましては、第1農地部会と第2農地部会において、毎月1回、主に農地法3条、4条、5条関係などの審議を行っていただきました。この表は、6ページから8ページにかけて月別に議事件数をまとめたものになりまして、8ページの中段ほどにある合計の欄になりますが、議事件数は、3条関係が247件、4条関係が57件、5条関係が440件、そのほか届出関係や非農地証明願などございました。

次に、(2) 農地転用に係る現地確認の状況でございます。現地確認の件数と面積を月別にまとめております。

9ページにかけて記載させていただいており、その合計は、第1農地部会は260件、面積は26万3,676㎡、第2農地部会は237件、面積は23万1,067㎡でございました。

次に、10ページをお願いいたします。

(3) 農地法に係る許認可等の状況でございます。

第1、第2農地部会の合計は、18条6項が257件で81万4,641㎡、3条関係が247件で35万407㎡、4条許可関係が57件で3万4,504㎡、4条届出関係が43件で1万2,838㎡、5条許可関係が440件で46万841㎡、5条届出関係が125件で10万690㎡でございました。

続きまして、(4) 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定でございます。

第1、第2農地部会の合計で、貸借につきましては、田が1,199件で376万2,521㎡、畑は226件で31万6,426㎡でございました。所有権移転につきましては、田が20件で8万1,002㎡、畑は2件で2,776㎡でございました。

次に、11ページをお願いいたします。

(5) 農地中間管理事業の推進に関する法律に係る農用地利用集積等促進計画についての要請・意見書の提出でございます。

第1、第2農地部会の合計で、貸借につきましては、田が120件で1,002万7,319㎡、畑は24件で3万2,765㎡でございました。所有権移転につきましては、田が4件で2万991㎡、畑はありませんでした。

次に、4、情報発信でございます。

(1) 農業委員会だよりの発行状況ですが、発行件数は2回でございまして、第40号を6月に、第41号を11月に発行し、記事の内容については、ご覧のとおりでございました。

12ページをお願いします。

(2) 広報企画会議の開催状況でございます。

発行回数に応じてそれぞれ開催しており、1回目は5月22日、2回目は10月9日に開催し、内容については、それぞれ津市農業委員会だよりの発行についてでございました。

次に、5番、農業者年金でございます。

令和6年度は、新規の加入者が3名、新規待期者はなし、新規の受給者は老齢年金の2名でございます。現在、合計で加入者が19名、待期者が21名、受給者が合計306名でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第2、農地等利用最適化推進活動でございます。

1番、農地利用状況調査（農地パトロール）の実施状況ですが、各地区で20回実施され、参加人数は合計110名でした。

14ページをお願いいたします。

2番、遊休農地の状況ですが、令和6年度遊休農地発生件数は31件で2万6,188㎡が発生し、解消件数は25件、1万7,255㎡が解消し、遊休農地は2,522件、171万5,062㎡で、前年度比較で6件増、面積は8,933㎡の増でございます。

次に、3、農地の利用集積の状況でございます。

令和6年度末で、農地集積面積は2,962haで、集積率は37.7%、前年度比較で192ha増、3.2%増でございました。

次に、4、認定新規就農者の状況でございます。

令和6年度、認定新規就農者数は8人でございました。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいまの令和6年度事業報告について、何かご意見ございましたらよろしくをお願いいたします。

ご意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することに異議ございませんか。

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度事業報告について」は原案どおり可決することといたします。

続きまして、議案第2号「令和7年度事業計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

令和7年度事業計画（案）について、朗読をもって説明させていただきます。

## 第1 事業方針

我が国は人口減少社会の真ただ中にあり、農業・農村においては農業就業者の高齢化と減少が進行し、耕作放棄地の増加と合わせ、農村集落の維持さえ困難な状況にあります。

また、ロシアのウクライナへの侵攻や中東情勢の緊迫化、近年にない大幅な円安などによりエネルギーや穀物価格の諸物価、農業分野においては飼料・肥料をはじめとする生産資材価格等が高騰し、生活は極めて困難で営農の継続すら危ぶまれる状況にあります。

令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により、実質化に取り組んできた「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されて以降、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が連携して、地域計画の核となる目標地図の素案作成や地域の協議の場に参加するなど、地域の特性を考慮しながら、鋭意に取り組んできた中、地域計画は一度作って終わりではなく、今後は目指すべき地域農業の具体化に向け、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

本年度も、農業者の高齢化やリタイア、後継者の不在等に起因する農業者の減少という問題が横たわり、今後も使われない農地がさらに増えていく恐れがある中、『今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へ、次の農業へバトンをつなぐ』という農地等の利用の最適化の推進を目標とします。

また、三重県、津市、農業協同組合、自治会、農家組合及び農業関係団体などととも「農業委員会ネットワーク」として組織一丸となった取組を引き続き行います。

### (1) 担い手への農地利用の集積・集約化

本市における担い手への農地の集積状況は、面積が約2,962ヘクタール、集積率は約37.7%にとどまっています。

農業は、文化や治水など多面的な機能を有する一方で、産業としても成立する必要があるため、効率性や収益性の低さなどによって、農業経営体は減少の一途を辿っています。

先祖より引き継いだ農地を守り、国民に必要な食料を生産し、農地の多面的な機能を維持して、そして次世代へ引き継ぐためには、農地を担い手に集積・集約化して、効率性、収益性を高めることが重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという利点を生かし、各地域で作成された農地利用の未来設計図「地域計画」の推進を確認しつつ、地域の特性を十分に考慮して、担い手へ集積・集約化を図ります。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消

市内にある遊休農地は、令和5年度が2,516件で、面積が約170.6ヘクタール、令和6年度が2,522件で、面積が171.5ヘクタールとなっており、依然として増加傾向にあります。

また、農地を手放したいという相談も多く、後継者不在や不在地主の増加による遊休農地の発生が、今後更に懸念されます。

優良農地のまま担い手などに引き継いで行くためには、農地の見回り、そして変化があったときの対応が重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという立場を生かして、日頃は地域の農地の見回り活動を、年に一度は農地利用状況調査を行い、変化があった時を捉え、農地の意向把握やあっせんなどを行い、あ

るいは、補助金制度を活用して遊休農地を復元し担い手などに引き継ぐなど、遊休農地の発生防止・解消を図ります。

### (3) 新規参入の促進

本市における認定新規就農者数は、令和4年度は3人、令和5年度は2人、令和6年度は8人で推移しています。

また、農業経営体は減少の一途をたどっており、新規参入が重要である一方で、参入に当たっては、地域での信頼や農地・施設などの確保、生産技術取得、資金調達など、大きな問題があり、その後も、市場原理や自然災害などのリスクに対応する必要があり、新規参入を拒む要因となっています。

これらの課題の中には地域の支援によって解消できるものもあり、また、認定新規就農者でなくても、中小規模農家や兼業農家としての参入や、企業や福祉法人が参入する場合もあり、地域の多様な担い手として新規参入を促進するには、地域の支援体制を把握しておくことが重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという立場を生かして、活用できそうな農地や施設などの情報、そして、地域農業の担い手となり得る新規参入者の情報を収集し、新規参入者と地域の調整役として、地域の特性を十分考慮し、新規参入の促進を図ります。

次に、第2、事業計画でございます。

議案書の19ページから21ページをご覧ください。

事業方針の実現に向け、総会、役員会をはじめとする各種会議の開催、研修などの各種事業の実施など、次のとおり事業に取り組むものとします。

#### 1 会議の開催

##### (1) 総会

農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、事業計画報告、事業経過などを議題として、6月に定期総会を開催します。

また、重要事項の決定など、必要に応じて臨時総会を開催します。

##### (2) 役員会

重要事項の協議、農地部会における審議案件の調整など、当委員会の円滑な運営を図るため、会長、各部長及びそれぞれの職務代理者で構成する役員会を必要に応じて開催します。

##### (3) 農地部会

農地法に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可、その他関係法令に基づく農地の利用調整などを審議し決定するため、また、農地等の利用の最適化推進に係る事務について協議するため、第1農地部会及び第2農地部会を毎月1回、事前に定めた日程で開催します。

なお、部会を開催する前に、審議案件に係る農地の現況を調査します。

##### (4) 事業推進会議

地域別事業推進会議の意見集約会議として位置づけ、地域の代表によって、事業全般に関する協議の場として必要に応じて開催します。

##### (5) 地域別事業推進会議

各地域を所管する農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、農地利用状況調査などの農業委員会として行い、農地等の利用の最適化の推進に関する事務などについて、地域に応じた議論を行う場として、おおむね旧市町村を単位に年2回程度開催します。

##### (6) 広報企画会議

市の広報紙やホームページの活用により、広く市民情報を発信し、また、農業委員会だよりを発行し、農業者に農業関係情報を発信しながら、農業委員会の役割の周知に取り組みます。

媒体の利用方法と情報発信の在り方、農業委員会だよりの紙面構成などを協議し決定するため、広報企画会議を開催します。

#### (7) 市長懇談会

農業委員会の所掌事務遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率かつ効果的に実施する必要があると認められるときは、農地等の利用の最適化の推進施策の改善について、市長懇談会を開催して具体の意見を提出します。

任期は、1年目は意見集約、2年目の予算編成までに市長懇談会を開催し意見書を提出、3年目は施策反映について評価を行うものとします。

令和7年度は任期1年目ですので、意見集約を行います。

### 2 研修並びに先進地視察の実施

#### (1) 研修

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の資質の向上を図り、また、最新の制度内容や農業情勢などを把握するために研修会を実施します。

#### (2) 視察研修

農業委員会として事業を推進するために、先進地における取組や施設等を視察することは、有益であり、農業委員会委員を対象とした視察研修を予定します。

### 3 広報活動

#### (1) 農業委員会だより

農業委員会だよりを発行し、国・県・市などの施策の紹介、農業に関する先進的な取組、意欲ある農業者の紹介、農業関係の法律知識などの情報を農業者へ提供します。

#### (2) 広報紙及びホームページ

農業委員会の活動を市民に広くお知らせするため、農業委員会の任務と役割、具体的な活動、また農地転用などの農地法許認可事務に関する各種情報を中心に広報誌及びホームページに掲載し情報を提供します。

### 4 農業者年金制度の推進

農業者の老後の安定と福祉の向上のために設けられた農業者年金について、三重県農業会議、管内の農業協同組合と連携しながら、農業委員会だよりなどを利用し、普及啓発と加入促進に取り組みます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました令和7年度事業計画（案）について、何かご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

ご意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。ご異議ないものと認め、議案第2号「令和7年度事業計画（案）について」は原案どおり可決することといたします。

続きまして、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の22ページをお願いいたします。  
農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを説明いたします。  
行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努める責務があります。

このため、当農業委員会では、昨年6月の定期総会において、農業委員会の法令遵守の申合せを決議しましたが、本年度も法令遵守を徹底するため、同様に決議するものです。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地等の利用の最適化の推進を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年6月2日 津市農業委員会 会長 喜多 義幸

以上で説明を終わります。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。  
ただいま事務局からの説明がありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、何かご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

ご意見もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<一同 異議なし>

議長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

議（案）について」は原案どおり可決することにいたします。

ありがとうございました。

これで、本日の議事は全て終了しました。

議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。

これで、定期総会は閉会とさせていただきます。

皆さん、本日はありがとうございました。

午後2時40分

上記は、令和7年度農業委員会定期総会の議事を録したものである。

令和7年6月2日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_